

平成 20 年度 子育て支援に関する新規・レベルアップ事業について

1 母児ショートステイ・デイケア事業

若年出産や産後の育児が心配されるリスクの高い母児をケアし、合わせて母児の家庭環境の改善を図っていく事業を行います。

産後の 1 週間、助産院で母児のケアを行う母児ショートステイ事業と助産院への日帰り通院でケアをしていく母児デイケア事業(おおむね 2 週間)で、産褥期の母児を支援し併せて家庭環境の改善を図っていきます。このサービスを受けた後引き続き要支援のケースにあっては、育児支援家庭訪問事業などのサービスで支援していきます。

2 産前産後家庭サポート事業

子育てを支援するため産前産後の一定日数を上限に(単胎児は産前から産後 4 か月までの期間内で 10 日、多胎児は産前から産後 2 歳未満までの期間内で 37 日)ヘルパーを派遣し家事援助等を行う産後家庭サポート事業をレベルアップして、事業名称を産前産後家庭サポート事業と改めるとともに、サービス内容も広げ、単胎児では産前から産後 4 か月までの利用期間を産後 1 年までとし、最大 10 日のヘルパー派遣日数に加え、産前の場合のみ 5 日を限度にヘルパー派遣が受けれるようにします。また、多胎児では 2 歳未満が利用期間の上限であったものを 3 歳未満へと対象年齢を拡大し実施します。

3 子育て拠点施設運営事業

子育ての拠点となる子育てひろばを 1 か所設けます。ひろばの運営は NPO 法人を予定し、週に 3 日程度ひろばを開設し、親子の交流や子育てのノウハウなどを修得する機会を提供します。活動内容の詳細は今後つめていきます。事業は市の委託事業となります。

4 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

ひとり親家庭で傷病や就学等の理由で日常生活を営むのに著しい支障が生じる場合にホームヘルパーを派遣する事業ですが、利用日数等を増やし、対象家庭へのサポートを充実させます。これまで月 12 日を限度とした利用が 16 日までになります。また、1 日の利用時間の限度も 8 時間から 10 時間となり 2 時間延長します。

5 生後 4 か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

すべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援

に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的として、現行の新生児訪問の対象を生後90日から生後4か月まで拡大して実施します。要支援家庭に対してはケース対応会議を開催し、育児支援家庭訪等につなげていきます。

6 認可外保育所利用者への助成

認可外保育所（認証保育所・保育室）を利用している世帯の保育料の負担が、認可保育所利用者と比較し大きいため、認可外保育所に入所しており、「市内在住・月160時間以上の利用者」を対象に月額1万円を補助します。

7 幼稚園保護者への助成

私立保育園入園時にかかる費用の緩和を図るため、私立幼稚園に入園する市民の園児を対象に入園料に対し1万円を補助します。

8 放課後子ども教室

平成19年度市立小学校3校で試行的に実施している「放課後子ども教室」を市立小学校22校で実施します。

市立小学校の教室、体育館、校庭等の施設を活用し、放課後等のすべての子どもたちを対象に、学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行います。